

意見書案第10号

県が茨城県南水道企業団と交わしている契約水量を使用実態に合わせる事、及び県水の原価の引き下げを求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和 3年 9月 7日

取手市議会議長

齋藤久代 殿

提出者	取手市議会議員	関戸 勇
〃	〃	細谷 典男
〃	〃	金澤 克仁
〃	〃	山野井 隆
〃	〃	染谷 和博

県が茨城県南水道企業団と交わしている契約水量を使用実態に合わせる事、及び県水の原価の引き下げを求める意見書（案）

水は、私たちの命の源であり市民生活に欠かせないものです。水道水の供給は、利用者に安全で安価な提供が求められます。しかし、現在の水道料金は高く重い負担となっています。

茨城県南水道企業団は、水道水を県から100%買って供給しています。2020年度の契約水量との差は8,771 m³（日量）で、差額の1億3,577万円（年）も県に払っています。使わない分の浄水費はそのまま利用者負担となり高い水道料金となっています。今後、人口減少や節水器具の普及で供給水量は更なる減少が予測され、その差はますます広がることが予測されます。そのため、契約水量を実態に合わせる事が早急に求められています。

一方、県の用水事業は毎年黒字を続けています。黒字分は利用者に還元すべきで、県水の値下げを行うべきです。よって、下記の事項が速やかに実施される事を求めます。

記

- 1 契約水量を実態に合わせ速やかに見直しすること。
- 2 県水の値下げを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 3年 月 日

茨城県取手市議会

【提出先】 茨城県知事 茨城県公営企業管理者企業局長